

# 第6章

## 計画の推進



## 1 推進体制と見直し

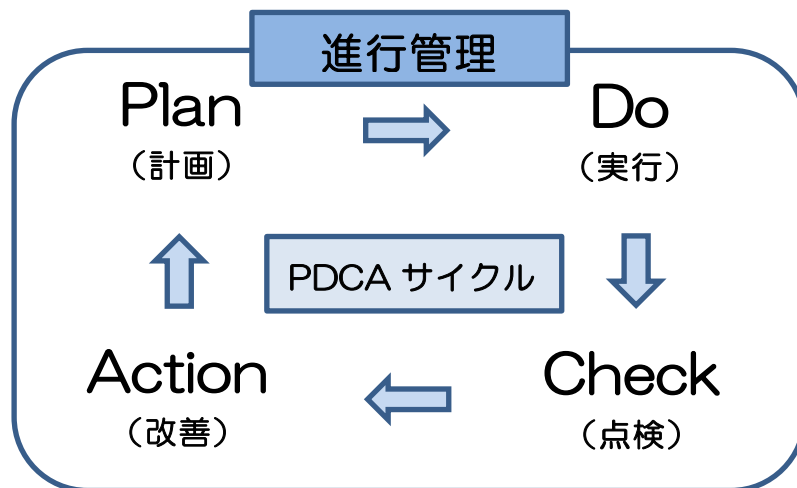
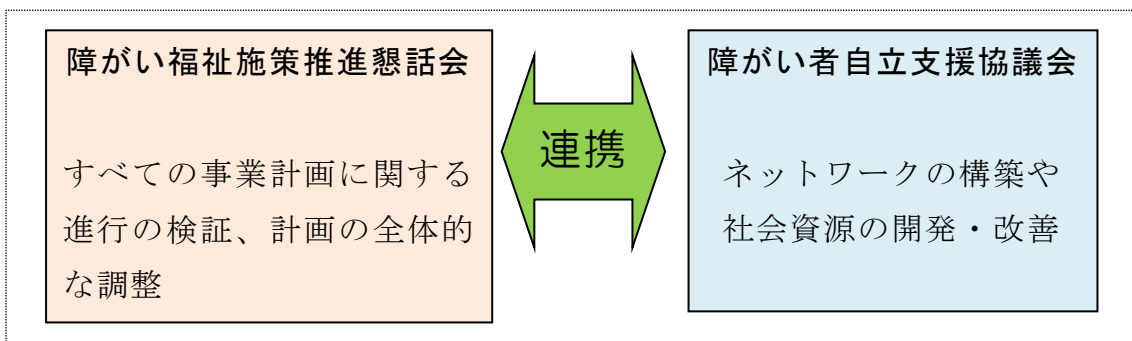
### (1) 推進体制

障がい者福祉施策は、福祉、保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災などの広範囲な分野にわたることから、この計画に掲げた取組の実施にあたっては、福祉部障がい福祉課及び健康・こども部こども家庭課が中心となって、関係部課と連携を図りながら、総合的に取り組むこととします。

### (2) 進行管理

この計画に掲げた施策の進行管理は、成果を見極めるための目標を設定し、「Plan（計画）－Do（実行）－Check（点検）－Action（改善）」といった、PDCA サイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、施策や取組の成果を定期的に測定し、取組の改善・効率化を図ります。

なお、これらの進行管理は、障害者総合支援法の規定により設置される「平塚市障がい者自立支援協議会」との連携を図りつつ、計画の全体的な調整とあわせて「平塚市障がい福祉施策推進懇話会」で行います。



### (3) 後継計画の策定

この計画は、令和6年度までを計画期間としています。この計画の後継計画は、社会経済情勢や国・県の制度改正、更には障がい者のニーズの変化などを踏まえ、令和6年度中に策定し、令和7年度から実施するものとなりますが、法改正の内容によっては、計画期間途中での対応が必要となることも想定されます。